

三八 災害の經濟 財政 人心への影響に關する津

久井郡長の報告

津庶收第一一〇号

大正十二年九月二十一日

郡長

知事宛

震災ニ依リ經濟、財政、一般民ニ及ホシタル影響ニ

關スル報告

本月一日震災ニ依リ經濟、財政上並一般民ニ及ホシタル影響ニ就テ警察署へ調査方通牒相成居候処事項ハ多ク当役所事務ニ關係アルヲ以テ協議ノ上取調ヲ遂ケタル処別紙ノ通有之候間此段報告候也

一 震災ニ依リ經濟上ニ及ホシタル影響

本郡内銀行トシテ株式会社神奈川農工銀行出張所アルノミニシテ之方災害ハ少キモ横浜市ニ於ケル本店ノ災害ニ依リ閉鎖ノ止ムナキニ至ル又本郡取引關係ノ最モ多キ八王子市及上野原町ニ於ケル銀行及全支店等モ閉鎖スルニ至レル關係上会社商業等取引ハ殆ント休業状態トナレリ金融關係ハ前記各銀行ノ閉鎖ト郵便貯金ノ支払中絶ニ依リ金融ノ途殆ント絶ヘタリ今后前記銀行ノ開業ト郵便貯金払出円滑トナラバ漸次商業取引ノ快復ヲ見ルニ至ルヘシ

二 財政ニ及シタル影響

今回ノ震災ノ為メ中央及地方財政ニ影響スルト思料セラル、モノハ山林田畑ノ崩潰約五百町步其ノ他家屋倉庫ノ倒潰并酒醬油ノ醸造諸味ノ流失等之ニ依ル諸税ノ減収アルモノ、如シ

秋爾收穫時季ニ當リ地震ノ為メ減収アリ其他震災以來一般産業ハ殆ト休止状態トナレハ収入劇減シ支出ハ却テ増加スルヲ以テ一般ノ經濟ニ及シタル損害ノ結果トシテ財政上ニモ窮迫ヲ及スコト尠カラス併シ現況トシテ具体的ニ計上スルコト不可能ナリ

三 一般民ニ及ホシタル影響及民心ノ傾向

本郡民ハ普通農事ヨリハ寧ロ養蚕業ヲ主業トシ之レニ伴フ絹織物撚糸等ノ工業地ニシテ又山間部ハ炭焼ヲ業ト為スモノ多シ故ニ今回ノ震災ノ為メ晩秋蚕ハ收穫皆無加フルニ絹織物絹撚糸ハ全然事業休止又炭焼業ハ山崩レノ為メ山路ノ快復将来見込タ、サル状態ニ付キ郡ノ生産業ハ殆ント中止ノ状態ナリ

而シテ戒嚴令施行ト共ニ一般民心ハ一時的ニ落着キタルモ生産物ノ販路生産業ノ快復ヲ杞憂シ又山崩レノ甚シキ為メ山路快復亦困難ニシテ今後二三ヶ月ヲ経過セサレハ炭焼業等モ快復ノ見込ナキ状態ナリ

(津久井郡役所「震災庶務」(大正一二年) 神奈川県庁藏)

三九 小作問題農民運動等の動静に關する件照

会と回答(二二)

(一)

秘号外

大正十二年十月十一日

中野警察署長(印)

津久井郡長殿

照会

今ヤ耕作物ノ收穫ノ秋ナルヲ機トシ這般ノ震災ニ当リ或地方ニ於テハ一部資本家其他ガ救済ノ措置当ヲ得ザルニ不平不満ヲ抱ク輩、耕作物ノ被害甚大ナルヲ理由トシテ小作民其他ヲ煽動シ小作問題其他農民運動ヲ起サシムル者アリト聞ヘアリ郷内ニ於テハ如斯形勢アラザルモノト存ゼラレ候得共其筋ノ通牒ニ接シ候条左記事項參考迄ニ御通知願度此段及照会候也

左記

- 一 震災當時ニ於ケル救済ニ関シ郡町村当局ノ取りタル措置ノ大様及一般人、罹災者ノ之ニ対スル感想批評
- 二 震災當時ニ於ケル救済ニ関スル地方有力者地主富豪ノ取りタル寄付金、施米、其他ノ措置ノ大様、及郡町村当局、一般人、罹災

者ノ之ニ対スル感想批評

- 三 当局、地主富豪等ノ態度ニ対シ不平不満ヲ抱ク者ノ地位身分思想其他參考事項

- 四 小作問題其他農民運動發生ノ虞アリヤ又已ニ發生シタルモノアリヤ、發生ノ原因、要求ノ大様、地主ノ態度、小作人ノ態度伝播ノ虞アリヤ震災ニ関スル地主其他ノモノ、措置当ヲ得ザルニ關係アリヤ

以上

(二)

津庶取第九〇号

大正十二年十月十六日

郡長

中野警察署長殿

震災ヨリ生シタル思想ニ関スル件

本月十一日秘号外ヲ以テ御照会相成候標記ノ件別紙ノ通ニ有之候也

記

- 一 震災當時ニ於ケル救済ニ関シ郡町村当局ノ取りタル措置ノ大様及一般人、罹災者ノ之ニ対スル感想批評
- 地震災害救済策トシテ當時杜絶セル郡内幹線道路ヲ応急修理シ

交通ヲ開キ欠乏セル食糧補給ノ途ヲ計ルコト衛生上飲料水用ノ井及埋樋ノ修理ヲナスコト被害者救護ハ町村及部落ニ於テ応急ノ措置ヲ執ラシムルコトヲ主眼トシ先ツ食糧欠乏救済トシテ警

察ト協力シ町村消防組、青年団、軍人分会等ノ諸団体ニ食糧ノ実地調査及道路応急修理等ニ義務的活動ヲ促シ郡ニ於テハ道路稍々開通セルト同時ニ八王子市、愛甲那方面ヨリ白米玄米ヲ購

入シ最モ欠乏困難セル罹災町村ニ送リテ配給ス、町村ハ食糧ノ購入持米自給自足ノ方策ヲ立テ救済ニ努ム一方飲料水ノ復旧罹災者及避難罹災民ニ対シテハ借家又ハ知己ニ寄寓ノ便宜ヲ計ル等諸団体協力救済ニ努メタリ

感想批評 一般人及罹災者ノ之方措置ニ対シ何等批評スルモノナク好感ヲ与ヘタルモノ、如シ

二 震災当時ニ於ケル救済ニ関スル地方有力者、地主富豪ノ取リタル寄付金施米其ノ他措置ノ大様及郡町村当局一般人罹災者ノ之ニ対スル感想批評

地方有力者中名譽職ニアルモノハ当局者ヲ援助活動セルモ地主、富豪ノ寄付金、施米等ナシタコトナシ

感想批評 地主富豪等ハ持米ナク現金ハ銀行為替貯金局ニ預入セルモ兩者共支払休止シタルニ依リ意ノ如クナラサリシモノ、如シ

三 当局地主富豪等ノ態度ニ対シ不平不満ヲ抱ク者ノ地位身分思想其ノ他參考事項

ナシ

四 小作問題其他農民運動發生ノ虞アリヤ又ハ已ニ發生シタルモノアリヤ發生ノ原因要求ノ大様地主ノ態度小作人ノ態度伝播ノ虞アリヤ震災ニ関スル地主其ノ他ノモノ、措置當ヲ得ザル關係アリヤ
該當事項ナシ

(津久井郡役所「震災庶務回議」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

第四節 復興更生運動

三〇 神奈川県復興促進会規約

神奈川県復興促進会規約

第一条 本会ハ神奈川県復興促進会ト称ス

第二条 本会ハ事務所ヲ ニ置ク

第三条 本会ハ神奈川県震災復興ニ関スル事項ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

テ目的トス

第四条 本会ハ其ノ目的ヲ達成スル為左ノ事項ヲ行フ

一 政府其ノ他ノ機関及政党ヲ動カシ県下ノ震災復旧復興ニ関ス

ル左ノ政策ヲ実現セシムベク努力スルコト

一 当分ノ内県下小学校費ノ国費支弁ヲ仰クコト

二 道路河川耕地其ノ他ノ復旧土木費国庫支弁及低資融通ヲ計ルコト

三 諸税及負担ノ減免ヲ期スルコト

四 焼失及破壊ノ官衙学校ノ再築費国庫補助ヲ仰クコト

五 郡部町村ニ於ケル家屋ノ復興並ニ農工商ノ低利資金融通ヲ計ルコト

二 県民一致本会ノ目的達成ニ勉ムヘク各種ノ宣伝ヲ為スコト

第五条 本会ハ神奈川県民ノ何人ヲ問ハス入会スルコトヲ得

第六条 本会ノ統一ヲ期スル為メ幹事若干名ヲ選挙ス

幹事ノ互選ニ依リ常務幹事ヲ置ク

第七条 本会ノ会議ハ總會及幹事会トス

第八条 本会ノ経費ハ会費其ノ他ノ寄付ニ依ル

第九条 本会ノ事業施行ニ関シテハ其ノ大綱ハ總會ニ於テ之ヲ決シ

常務ハ幹事会ノ決議ニ依ルモノトス

(神奈川県 国町村長会書類) (大正一二年) 大磯町役場蔵

三一 復興会ノ組織と活動状況に關する

県知事安河内麻吉ノ報告(一—三)

(二)

神高発第三九号

大正十二年十月廿日

神奈川県知事 安河内麻吉

内務大臣 後藤新平殿

社会局長官 池田 宏殿

震災後ノ状況ニ関スル件〔続報〕

震災後ノ状況已報ノ処其ノ後ノ概況別紙ノ通りニ有之候条此段及報
告候也

(中略)

一 震災ト復興会ノ組織

震災ノ惨禍余リニ甚大ナリシ結果県市町村会議員其他地方有力者
等ハ何レモ一時呆然自失ノ状態ニ在リ寧ロ自家ノ復興ノミニ没頭
シ公事ヲ顧ミルノ暇ナキノ感アリシモ日ヲ経ルニ從ヒ漸次自町内
ノ復興ノ必要ヲ痛感シ曩ニ横浜復興会ノ設立アリ当地実業家原富
太郎之カ会長トナリ顧問ニ貴衆両院議員市内官庁及実業家ノ重立
者ヲ推シ委員ニハ商業會議所会頭又ハ県市會議員其ノ他市内ノ重

立者ヲ挙げ総務、計画ノ二部ヲ置き計画部ハ更ニ(一)市財政部 (二)市事業部 (三)港湾部 (四)都市計画部 (五)運輸交通々信部 (六)生業部 (七)貿易部 (八)工業部 (九)金融部ノ九部ニ分チ各部ニ部長及計画部ノ各分課ニハ委員長副委員長ヲ置き毎週会同協議ヲ為シツ、アルカ各部ノ事業ハ大要左ノ如シ

(一) 生業部

(イ) 建築材料ノ供給ヲ潤沢ナラシムヘク目下農商務省及鶴見町木工会社外一二ノ者ニ交渉中

(ロ) 漬物小麦粉其他食糧品ノ販売ニ関シ実業連合組合ニ交渉中
(二) 都市計画部

本件ニ関シテハ目下専門技術者ノ意見ヲ聴取シ居ルノミニシテ具体的計画ナシ

(三) 金融部

倉庫ノ準備及銀行營業資金ノ調達等ニ関シ考究中

(四) 港湾部

横浜港ヲ自由港ト為スノ可否及自由港ト為シタル後ノ港湾、經費ノ維持等ニ関シ考究中

(五) 工業部

電力料ノ低減及工業地帯ノ架橋ト舟艇ノ航行關係等ニ付調査中

(六) 貿易部

生糸絹物組合ノ輸出貿易ニ関シテハ微弱ナカラ之ヲ行ヒツ、アルモ、海産物、麻真田、綿布、石炭、藥品、雜貨、陶磁器、漆器、加工染色業者ノ貿易ハ殆ント目途立タス依テ近日此等組合長ヲ召集シ具体的ノ協議ヲ為サムント計画中

(七) 運輸交通、通信部

全部ニ於テハ港内ノ掃海、海陸連絡船ノ現状調査道路ノ新設及電車ノ敷設京浜間高速度電車敷設等ニ関シ調査研究中

(八) 市財政部

震災前ニ於ケル市税ノ状態及災害後ノ財政ノ欠損補充問題等ニ関シ調査中

(九) 市事業部

全部ニ於テハ小学校ノ建設、学用品ノ充実、未修理橋梁ノ調査山下町ノ地面整理等ニ関シ考究中

以上ノ外横浜貿易復興会ニ於テハ震災後ノ横浜市ノ恢復ヲ図ルニハ一日モ早ク外國商人ヲ此ノ地ニ招致シ貿易ノ復興ヲ為スニアリトシ神戸ニ避難中ノ横浜外國商人ニ打電シテ帰浜ヲ促シタルニ早クモ帰浜シテ復興会内ニ事務所ヲ開始スル者アルニ至リ爾來引続キ外國貿易商人ノ帰浜スル者二十有余ニ達シタルカ其ノ多クハ未タ帰浜スル

ニ至ラサルヲ以テ或ハ外人貿易商ハ阪神地方ニ移動スルニアラサルヤヲ危惧スル者ナキニアラサルモ、横浜ハ多年彼等ノ根拠地トシテ多大ノ努力ヲ払ヒ縁故ヲ有スルヲ以テ速カラス帰浜スルハ疑フヘカラサル所ナリト推定セラル、ヲ以テ敢テ悲観スルニ足ラスト称スル者アリ尚各郡市ノ復興会ノ事業ハ土地ニ依リ各其ノ目的及事項ヲ異ニスルモ何レモ震災ニ依リ蒙リタル地方ノ復興ヲ為サムトスルニ在リ今日迄已ニ正式ニ復興会ヲ組織シタルモノ別紙ノ通ナルカ其ノ他ノ地方ニ於テモ会名ヲ付セサルモ町村長及町村会議員等ヲ以テ此ノ種ノ事業ノ調査研究ニ尽力シツ、アリ震災復興上助成ヲ要スルモノト認メラル、ヲ以テ夫々注意中ナリトス

尚県下ニ於ケル復興会ノ設立シタルモノ別表ノ如シ

復興会ノ設立

横 興 会 浜	會 名	設 立 月 日	會 長	事 業 ノ 大 要
九 月 十 五 日			原 會 長 富 太 郎	横浜市ノ復興ニ関シ必要ナル施設事項ヲ調査研究シ之カ実行ヲ期スルヲ以テ目的トシ総務部計画部ノ二部ヲ置キ(一)市ノ財政(二)市ノ事業(三)港湾(四)都市計画(五)運輸交通(六)生糸(七)貿易(八)工業(九)金融等ニ関スル調査及研究ヲ為シ之ヲ実行スルニ在リ

三 興 會 崎	復 興 會 須 賀	復 興 會 箱 根	藤 澤 會 町	茅 ヶ 崎 震 災 善 後 會
九 月 廿 五 日	十 月 一 日	十 月 一 日	十 月 六 日	九 月 廿 七 日
會 長 沢 村 政 太 郎 副 會 長 德 永 清 次	會 長 奥 宮 衛	會 長 森 格	委 員 長 金子 角 之 助 副 委 員 長 関 根 万 藏	會 長 新 田 信
震 災 復 興 ニ 関 ス ル 重 要 ノ 案 件 ヲ 審 議 シ 之 カ 実 行 ヲ 期 ス ル ニ 在 ル カ 十 月 三 日 決 議 事 項 左 ノ 如 シ 三 崎 復 興 會 ハ 震 災 ニ 因 ル 三 崎 港 灣 破 損 ノ 改 築 並 ニ 産 業 疲 弊 ノ 復 活 ニ 努 メ 速 ニ 經 濟 復 興 ヲ 図 リ 併 テ 狹 隘 ナル 道 路 ヲ 根 本 的 ニ 改 造 セ ム コ ト ヲ 期 ス	横須賀市ノ復興ニ関スル必要ナル施設ヲ調査研究シ之カ実行ヲ期スル本会ニハ総務部計画部ヲ設ケ計画部ニ於テハ(一)市ノ財政及事業(二)都市計画及港湾埋立(三)運輸交通及通信(四)商工業(五)金融等ニ関スル調査研究及実行ヲ期ス	本会ハ震災ニ依リ破損シタル箱根山ノ国道ヲ改築シ箱根ノ復興ヲ期スルヲ以テ目的トス	震災ノ復旧ヲ図リ町ノ恢復ヲ図ラムトス	(一)道路計画ノ確定(二)食糧建築材料ノ供給、生産品ノ販路(三)復興財源ノ確定(四)農業倉庫住宅組合ノ設置及低利資金ノ融通(五)救護事務所ノ設置(六)教育機関ノ完備(七)衛生施設ノ方法(八)勸業事項ノ奨励

神高秘発第五五号

大正十二年十一月七日

神奈川県知事 安河内麻吉

(一)

復興會 横浜貿易	鎌倉町復興調査委員會	真鶴村復興會	秦野町復興會
九月九日	九月十四日	九月二十日	九月下旬
理事長 原富太郎	會長 〔未定〕	會長 〔村長〕	會長 佐野義職
横浜貿易復興ノ為横浜蚕糸組合輸出雜貨商組合及輸出加工業組合ノ三組合ノ実業家共同ニテ上記ノ復興會ヲ組織シ清水港ニ支部ヲ置キ主トシテ生糸貿易ニ関シ之カ復興ヲ企図シ織ニ活動シツ、アリ	鎌倉町復興ノ為全町在住ノ貴衆両院議員及名望家八名町會議員七名計十五名ヲ以テ上記ノ會ヲ組織シ顧問ニ陸奥伯貴族院議員里岡帯刀衆議院議員小泉策太郎等主トシテ其ノ任ニ當リ專ラ復興ニ努力ス	真鶴村復興ノ為全村地先海面ノ漁業權ヲ五ヶ年間五十万円ニテ貸貸シ内二十五万円ヲ土地整理費二十万円ヲ学校及公共の建物ノ建築費二十万円ヲ水道敷設費ニ五万円ヲ共同住宅費ニ充當セムトス	震災復興ノ施設計画ヲ為ス

内務大臣 後藤 新平殿
臨時震災救護事務局総裁 山本権兵衛殿
社会局長 官池田 宏殿
震災後ノ状況報告(続報)

震災後ノ状況ニ関シテハ従来数字御報告ノ処其ノ後ノ概況別紙ノ通ニ有之候条此段及報告候也

(中略)

一 復興會

県下ニ於ケル震災後ノ復興會設立状況ハ已報セルカ其ノ後ノ状況左ノ如シ

(一) 横浜市復興會

イ 全會ノ各部委員例会ハ下記日割ニ依リ開會ス

毎週月曜日 午後二時 生業部
全日 午後三時 市ノ事業部
火曜日 午後一時 都市計画部
全日 午後三時 金融部
水曜日 午前十時 港湾部
全日 午後二時 生業部
全日 午後三時 工業部

木曜日 午後一時 貿易部

全日 午後三時 計画正副委員長會

金曜日 午後二時 生業部

全日 午後三時 金融部

土曜日 午後一時 市ノ財政部

全日 午後二時 運輸交通通信部

全日 午後三時 工業部

口 横浜復興會ノ會合及決議

同會ニ於テハ前記日割ニ依リ會合シ横浜市ノ復興ニ関シ決議

又ハ計画シタル事項左ノ如シ

○十月十七日午前十時常務委員會ヲ開催シ左記事項ヲ建議スルコト

ニ決ス〔十月十九日神高秘発第三七号ヲ以テ詳報スミ〕

一 横浜高等工業學校擴張ニ付文部大臣ニ建議ノ件

二 県立工業學校及商工実習學校擴張ノ件

三 税関上屋ニ貯藏セラル、救護品引取方ニ付当市長ニ建議ノ件

四 横浜港内通船設置ノ義ニ付当市長ニ建議ノ件

五 上海丸、長崎丸ノ神戸、横浜兩港間航行継続ニ付通信大臣ニ

上申ノ件

六 同上ニ就キ日本郵船會社社長ニ依頼ノ件

七 生糸検査所ノ擴張及倉庫建設ノ義ニ付大正十五年度ヨリ三ヶ

年間ノ継続事業ヲ一ヶ年ニ完成スベキ様農相、蔵相へ上申ノ件

八 復興資金ノ融通ヲ豊富且ツ簡易ニスル様金融業者ニ要望スル

コト

九 手形交換及内地為替業務ヲ速ニ開始スル様金融業者ニ要望ノ

件

一〇 港内ノ掃海ヲ敏速ニスル様関係当局へ建議ノ件

○十月二十日運輸交通通信部會〔十月二十一日神高収第七三四号申

報濟〕

一 長崎丸、上海丸ハ二十日迄ノ期間ナルモ更ニ同日ヨリ向二週

間延期スルコトヲ通信大臣ニ陳情スルコト

二 汐留駅ヨリ品川ヲ經テ相武鐵道ニ連絡スルコトノ意見書ヲ鐵

道大臣ニ提出スルコト

三 電信、電話増設ニ関シ其ノ筋ニ建議スルコト

○十月二十三日事業部會〔十月二十四日神高収第八五号申報〕

一 万治病院其他ニ目下收容シアル患者ヲ安全ナル場所ニ收容ス

ヘク一日モ早く之ヲ建物ヲ建築スルコト

二 下水排水等ノ土木工事ヲ完全ナラシムベキ様市理事者ニ建言

スルコト

三 吉田町、磯子、滝頭方面ノ水道共用栓ヲ百間位ノ間ニ設置ス
ルコト

四 運輸交通ヲ便ナラシムル為メ主務省ト交渉スルコト並ニ瓦斯

ノ復旧ヲ急クコト

五 当市計画ヲ決定スル様当局ニ建言スルコト

○十月二十四日午前十時半委員長小野哲郎以下加藤、中垣、山田外
数名出席港灣部会ヲ開催シ自由港問題ノ経過報告及港内掃海ノ件
ニ関スル経過報告ノ後左ノ建議書ヲ内務大臣へ提出スルコトニ決
ス

記

今回ノ震災ニ亜クニ這次ニ二回ノ暴風雨ニ依リ横浜港ノ内外焼残物
散乱シ之カ集取容易ナラズ為メニ港内ノ航行危険此ノ上ナク加之
港内繫留浮標カ或ハ位置ノ移動ヲ生シ或ハ一部ノ破損箇所等ナキ
ヤ私ニ憂慮能_レ在リ此ノ時ニ際シ万一入港船舶カ因テ事故ヲ惹起ス
ルコトアラシカ船舶其ノモノニ一大損害ヲ与フルノミナラス当港
ハ国ノ内外ニ対シテ信望ヲ失ヒ当港ノ復興上至大ノ支障ヲ来スベ
ク候今ヤ内外船舶ハ何レモ災前ノ配船復帰セントスルニ当リ港内
ニ斯ク危険状態ヲ放擲スルハ一日モ堪ヘ能ハサル処ニ有之候ニ付
至急掃海ノ方法ヲ講究ノ上一刻モ速ク掃海実行ノ儀可然御詮議ヲ

得度本会ノ決議ヲ以テ此段及上申候也

横浜市復興会長 原 富太郎

内務大臣宛

○十月二十五日午後二時半ヨリ開会原会長、渡辺部長、井坂計画部
長外十二名出席左記議案ヲ付議可決シテ午後四時散会セリ、而シ
テ鉄道及電話ニ関シテハ若尾幾太郎外五名ヲ委員ニ挙ケ政府当局
ニ陳情スルコト、セリ

一 汐止_(マヅ)駅ヨリ本所深川工場地帯ヲ經テ総武鉄道ニ連絡スル鉄道

線路新設ヲ鉄道、内務各大臣復興院総裁、県知事等ニ上申スル

コト

二 瓦斯供給ノ復活ヲ計ルコトヲ横浜市長ニ申請シ専門家ノ復活

工事ニ関スル意見ヲ聴取スルコト

三 消防設備ノ完全ヲ計ルコトヲ知事、市長ニ上申スルコト

四 電話至急架設ノ件ヲ通信大臣ニ上申スルコト

○十月二十五日午後二時ヨリ貿易部会左ノ事項ヲ決議シ午後三時散
会セリ

記

一 震災ニ依リ殊ニ地面低下セル山下町方面ニ焼石瓦ヲ以テ地敷
ヲ為スコト

二 県庁跡へ外人ホテル建設ヲ生業部へ移牒スルコト
 三 保険金ノ支払ヲ促進スル様交渉スルコト

○十月二十七日午後一時ヨリ運輸交通通信部会ヲ開会シ委員長若尾幾太郎、委員大河原、牧内、湯浅外数名出席省線電車ハ東京、蒲田間ハ十分乃至七分毎ニ発車シ居ルニ拘ラス横浜ハ二十四分置ニ発車シ居ルハ交通頻繁ナル両都市連絡上遺憾ノ点多キヲ以テ東京、蒲田間ト同様ニ発車時刻ヲ短縮スルコトヲ鉄道省ニ建議スルコト並ニ市内道路ノ破損甚シキニ付焼土其他ヲ以テ之カ修繕方ヲ市長ニ上申スルコトヲ決議シテ散会セリ

○十月二十六日午前十一時ヨリ常務委員会ヲ開キ原会長、芳賀生系検査所長、渡辺文七外数名出席シ前日来懸案タリシ生系検査所及生系倉庫ノ敷地並ニ鉄道引込線等ニ関スル協議ヲ為シ緊急施設トシテ之カ設置ヲ政府ニ陳情スルコトニ決シ十月二十七日原会長、芳賀所長外数名ノ陳情委員ハ上京セル筈

○十月二十七日午後二時ヨリ市ノ財政部会開会戸井委員長以下四名出席シ市ノ財政部ニ於ケル現在ノ資金ハ極メテ小額ニシテ最近ニ於ケル予算概要ヨリ見ルトキハ一千九百万円ノ欠陥ヲ生シ水道等ノ収入二百万円アリテ之ヲ補充スルモ尚ホ一千七百万円ノ欠陥アリ如何ニシテ之ヲ補填スルヤニ関シ協議シ市当局ヨリ諸種ノ調査

事項ノ提出ヲ求メテ善後策ヲ講スルコトニ決セルカ市財政ノ欠損状態左ノ如シ

応急施設費

横浜市ノ震災ニ伴フ応急諸設備ニ要スル予算概算左ノ如シ

役所費	一六〇、〇七一 (單位円)
道路費	三六三、九三二
橋梁費	二六九、六五〇
治水堤防費	五九、〇〇〇
教育諸費	一一、二五八
小学バラック建設費	二、五四〇、六一四
商業学校全上	八〇、三二〇
衛生諸費	九七二、六〇九
庁舎バラック建設費	五五六、九五〇
社会事業費	四六〇、一五五
震災救護費	一、一一四、〇〇〇
其他	三九四、九八九
水道事業費	一、三二四、三七七
電気事業費	一、一五二、三一五
十全病院	二五四、五八五

都市計画事業費

一〇、〇〇〇

公設質舗費

一八、〇〇〇

墓地火葬場費

四〇、二六三

計九百八拾万四千八十三円ヲ要シ更ニ歳入欠損

市税収入計

三、一一九、五八五

其他収入

八、九四七、四〇五

ノ欠陥ヲ生シ其ノ欠陥歩合ハ五割七分ニ達スルカ之等ノ応急施設及不足財源ノ補充方法トシテ

專業打切及繰延

一、九六六、四三一

一般ノ整理緊縮

二二八、一八〇

歳入予算超過収入

一一五、七九六

市基本財産及積立金繰越 三、六一四、六七一

国庫補助申請額

九五、五九〇

起 債

一三九、一四四

計六百十五万九千八百十二円ヲ漸ク捻出シタルモ三分ノ一ノ補充ヲモ為ス能ハス結局差引不足額一千五百七十万一千二百六十一円ニ達スト云フ

(二) 県教育会復興決議

県教育会ニ於テハ震災後ニ於ケル本県教育復興問題ニ関シ十月

十六日ヨリ四日間ニ亘リ總會ヲ開キ審議セル結果先ツ教育上最モ緊急ト認ムベキ左記事項ヲ決議シ之カ実現ヲ期スベク努力スルコトニ決ス

記

一 政府ニ対シ公私私立学校復旧ノ為メニ国庫補助又ハ低利資金交付ノ実現ヲ期ス

二 学校並ニ教育団体ニ対スル補助金ヲ増額支給セラレムコトヲ要求スルコト

三 直チニ応急施設ヲ為シ教育上ノ欠陥ヲ救済スルコト

四 姑息ノ施設ニ甘ンセス復旧、復興ヲ促進スベキコト

五 公私立学校建築材料供給ニ就テ適切迅速ナル方法ヲ講スルコト

六 教育者ノ地位ヲ安定シ更ニ優良教員ノ招致ニ努メ以テ教育ノ能率ヲ増進スルコト

七 教員住宅ノ建設実行ヲ速進スルコト

八 一層実業教育ノ振興ヲ期スルコト

九 復興事業ノ協議会ハ教育者ヲ参加セシムルカ又ハ意見ヲ徴スルコト

一〇 郡市教育会ハ速ニ教育復興ニ関シ調査決議ヲ為シ其ノ筋

スルコト

一〇 郡市教育会ハ速ニ教育復興ニ関シ調査決議ヲ為シ其ノ筋

ノ参考ニ供スルコト

一 教育者ハ緊忍持久教育ノ復興ニ努力スルコト

(三) 箱根復興會

同地復興會ニ於テハ其ノ後温泉村、宮ノ下富士屋ホテルニ四ヶ村ノ有志會合ヲ開キ代議士森恪ヲ會長ニ推薦シ国道改修ニ要スル費用金五万圓ハ低利資金ノ融通ヲ受クルコト、シ十月十九日湯本村長菅井誠美外三名上京森代議士ノ斡旋ヲ受クルコト、セリ

(四) 湯本村土地復興資金借入運動

足柄下郡管内各町村ニ於テハ何レモ其ノ地ノ復興ヲ急キツ、アリト雖復興ノ資金之ニ伴ハサル結果具体的方針ヲ決定スルニ躊躇シ何レモ低利資金ノ借入ニ関シ苦心中ナリ

(五) 鎌倉復興委員會

鎌倉復興會ニ於テハ十月二十八日午後一時ヨリ同町屬ヶ谷別荘ニ各委員會合シ鎌倉地内道路三十六路線ノ擴張案ニ就キ協議シ更ニ施設事項ノ調査ニ関シテハ教育部、交通衛生部、財政經濟部、保勝部ノ四部ヲ設ケ毎日曜日午後一時ヨリ開會審議スルコトニ決セリ

(六) 有力外国人ノ復興計画

元横浜共同信託株式會社々長英國人ロジヤスハ震災前信託事業ヲ經營スルノ傍ラ山下町及山手町管内ニ數百ノ貸事務室及貸家ヲ所有スル等相当ノ資産勢力ヲ有シタリシモ震災ト共ニ一時神戸ニ避難シ居リタルモ十月十七日当市ニ帰來セルカ山手町ニ居宅ヲ山下町ニ貸家、貸事務室ヲ多數建設スベキ計画ヲ樹テ仍テ以テ外人実業家ノ進展ヲ図ルベク建築材料ヲ米國ニ注文シタル由ナリ

(七) 復興會ノ設立

已報後設立シタル復興會左ノ如シ

記

會名	設立月日	會長	事業ノ大要
横浜市元町復興會	九月初旬	會長 繁田五郎 副會長 中瀬清吉	自町ノ復興ヲ図ラムトシ自町内ノ者ヲ労働又ハ各種業務ニ從事セシメ恢復ヲ図ル
保土ヶ谷町復興會	十月十五日	會長 岡野欣之助	自町ノ復興ヲ計ルベク不取敢保土ヶ谷町ニ共同市場ニケ所ヲ設置シ日用品ノ低廉供給ヲ計ルコトニ決シ之ニ要スル五万圓ノ資金ハ農工銀行ヨリ低利ヲ以テ借入ル、準備中

(三)

神高秘笈第九六号

大正十二年十二月二十八日

神奈川県知事 安河内麻吉

内務大臣 子爵 後藤 新平殿
臨時震災救護局総裁伯爵 山本権兵衛殿
社会局長 池田 宏殿

震災後ノ状況報告(続報)

震災後ノ状況ニ関シテハ屢報ノ処其後ノ状況別記ノ通りニ有之候条
此段及報告候也

一 震災地ノ復旧又ハ復興状況

(一) 復興会ノ設立及其ノ事業並ニ活動状況

管下ニ於ケル罹災民ガ天災ノ戦慄ヨリ醒メテ一度廢墟ト化シタル郷土ノ復活ヲ実感シタル罹災地復興ノ気分ハ市部ヲ魁トシテ郡部之ニ随ヒ是等ノ復興事業ヲ目的トスル施設ハ復興会又ハ震災善後委員会等ノ名称ノ許ニ漸次設立セラレ十一月末日現在ニ於ケル管下ノ復興団体ハ次表ニ示ス如ク市部十四、郡部二十七団体ニ達シ市部ニ於ケル此種団体ノ事業ハ概ネ罹災市街地家屋ノ建築商工業ノ復活ヲ主眼トシ上水、下水道、電燈ノ復旧前居住民ノ復帰勸誘労働周旋等ニ向テ旧居住有力者主腦トナリ横浜市当局ト連絡ヲ採リテ夫々活動中ニアリ

市部復興会及事業状況表

復興会名称	所在地	事業及活動ノ状況
伊勢佐木町復興会	伊勢佐木町一ノ一〇	住宅建設上水下水道電燈及商工業ノ復活ヲ目的トシ毎日一回会合シ必要ニ応シ県市当局ニ接渉ス
福富町復興会	福富町三ノ八九	前全断
梅ヶ枝町復興会	梅ヶ枝町	旧居住者ノ呼戻及住宅建設ヲ目的トシ隔日一回会合ス
関外二業組合復興会	若竹町	地方ニ避難組合員ノ復帰勸誘及營業ノ復活上借地交渉等ニ活動ス
復興労働会	本牧町上台二〇	労働周旋ニ活動ス
実業会	神奈川町	商業復活ニアリ

郡部ニ於ケル此種団体ノ事業ハ罹災建築物ノ復興ヲ目的ノ主眼トスル点ニ於テ市部団体ト一致シ町村理事者ニ復興対策ヲ進言シ或ハ道路ノ復旧教育施設ノ復活衛生設備ノ復起窮民ノ救済電燈、電話、水道、水利ノ復活及各種産業等ノ復活並ニ建築材料ノ廉売等ニ各々不断ノ努力ヲ以テ町村当局及名譽職並ニ有力者ガ事務掌理ノ任ニ当リ市郡ヲ通シ概シテ良好ナルカ如シト雖モ未タ成績ノ見ルヘキモノナシ今之ヲ市郡別ニ概観スレハ次ノ如シ

郡部ニ於ケル復興会及事業状況表		
復興会名称	所在地	事業及活動ノ状況
横浜復興会	市内本町一ノ一	横浜市各種ノ復興ニ就テ活動ス
蚕糸貿易復興会	全町	横浜港輸出蚕糸貿易ノ復興
横浜市絹業復興会	全	全絹業事業ノ復興
元町再興団	元町五丁目	元町ニ於ケル商工業其他ノ再興ニ向テ活動ス
山下町復興会	山下町一二五	山下町ノ復興ニ向テ活動ス
常盤町復興団	常盤町四丁目	町内ノ復興及バラック居住者ノ便宜ヲ図ルコトヲ目的トス
千代崎青年復興会	千代崎町五	町内諸設備ノ復旧ニ努ム
女子復興会	中村町一五五五	宮崎キヨノ主催ノ許ニ三十五名ノ会員アリ編物ヲ主トシ女子内職ノ復興ニアリ
戸塚町復興会	鎌倉郡戸塚町	役場小学校隔離病舎及道路ノ復旧ニアリ
三崎復興会	全 三崎町	港湾ノ浚渫及三崎町築港ノ期成ヲ目的トス
蕨山復興協議会	全 蕨山村	村役場庁舎及小学校ノ復旧ニ活動ス
復興後援同志会	三浦郡浦賀町	町理事者ニ対シ復旧対策ヲ建議ス

温泉村復興会	全 温泉村	全	教育衛生財政経済保勝ニ向テ復旧ノ為メ政府ヨリ低利資金借入ヲ為スト同時ニ地籍ノ整理ヲ為スニアリ
湯本復興会	全 湯本村	全	道路ノ改善建築材料生活必需品ノ安価安購入ヲ目的トス
真鶴復興会	全 真鶴村	高座郡藤沢町	道路、教育、衛生、窮民救済及生産品ノ販売建築材料ノ購入資金ノ調達ニ活動ス
小田原町復興会	全 足柄下郡小田原	全町	生活品（主トシテ甘藷）ノ売捌ニ活動ス
秦野臨時救済委員会	全 秦野町	全	前全断
復興委員	中郡 大磯町	全	七名ノ委員ヨリ成リ災害地ノ建設ニ活動ス
有馬復興策委員会	全 有馬村	全	道路建築電話電燈水道ノ復旧ニ活動ス
綾瀬臨時復興部	全 綾瀬村	全	各種事業ノ復興ニ活動ス
善ヶ崎震災善後会	全 善ヶ崎町	全	勸業銀行ヨリ漁業機ヲ担保トシテ十万円ヲ借り入レ村落ノ復興ニ活動ス
善ヶ崎震災善後会	全 善ヶ崎町	全	震災ニ依リ破壊サレタル各種設備ノ復興ニアリ

(4) 市部ニ於ケル復興会活動及復旧ノ状況

市部ニ於ケル重要ナル復興会ハ横浜復興会ナルカ其委員ハ市長以下県市会議員及在浜有力者実業家等二百二十六名ニシテ原富太郎主宰ノ下ニ都市計画ハ勿論商業ノ復活港湾ノ復旧、教育衛生上水、下水道電燈電話交通等震災前ニ於ケル都市ノ諸機関諸設備ノ

宮城野復興会	全	宮城野村	全
仙石原復興会	全	仙石原村	全
箱根町復興会	全	箱根組合村	全
箱根復興会	全	湯本村外五ヶ村ノ一団トス	箱根全山ノ道路及温泉ノ復旧ニ活動ス
厚木町復興事業会	愛甲郡厚木町	ス	薪炭及木材ノ廉売ヲ目的トシテ活動ス
金田村復興会	中郡 金田村	至齋收穫ニヨリ家屋ノ復旧ヲ計ルヘク活動中	
大山復興会	全 大山町	住居及道路河川ノ復旧ニ活動ス	
松田復興会	足柄上郡松田町	道路ノ整理拡張水利農業教育衛生ノ復興ニ活動ス	
川崎復興委員会	川崎町役場内	前 同 断	
復興会	橋樹郡保土ヶ谷町	生活必需品ノ廉売	

復興ニ向テ鋭意活動ヲ続ケツ、アルモ都市計画確定セサルト復興資金ノ融通意ノ如クナラサルト他官公署ノ施設ニ俟サルヘカラサル關係上各種ノ問題又ハ事業ハ遅々トシテ進捗セス殊ニ道路下水ノ如キハ震災後殆ト復旧ニ手ヲ染ス通信機關モ公衆電話二百余口及市内自働電話若干ノ開如ヲ見タルノミニテ前途遠慮ナルカ如シ市内ノ交通機關ハ工兵隊ノ援助ト市当局トノ努力ニヨリ十一月一日ヨリ神奈川馬車道間ノ電車ノ開通ヲ為シ超テ全月二十六日全線ノ復旧ヲ見ルニ至リ市内交通上ニ多大ノ便益ヲ与ヘタリト雖モ車輛不足ニ加フルニ故障頻出シ遺憾ノ点ナキニアラス横浜市内ニ於ケル復興会ハ震災ノ余燼未タ熄マサル九月十三日横浜市ノ中心地タル本町一丁目ニ横浜蚕糸貿易復興会ノ設立アリ次テ横浜絹業同業組合及横浜復興会ノ設立セラル、アリ之カ為メ横浜ニ於ケル輸出貿易ニ一道ノ光明ヲ得タル市民ハ前途ニ望ミヲ抱キ輸出關係業者等先驅トナリ続々トシテ震前ノ居住地ニ復帰スルニ至レリ市当局ハ復旧建設ヲ助成スル為メ建築材料ノ販売ヲ為シ市中ノ材木業者モ亦競テ建築用材ノ販売ニ努メタル結果罹災民ハ漸次掘立小屋又ハ收容バラックヨリ移リテ小店舗ヲ建設シ一度ハ横浜ノ廃滅ヲ懸念シ他ニ転住ヲ企図シタル罹災民モ再ヒ帰來シテ商舗ヲ開設シ又ハ旧職業ニ従事シテ生活ノ途ヲ求ムルニ至リタル結果市街

道路ノ両側ニ沿ヘタル処ニハ全市各町其小店舗ノ櫛比ヲ見ルニ至
 レリト雖モ其建築家屋ハ詢ニ倭少ナルモノナリ而シテ十一月末日
 ニ於ケル全市建築物ハ次表ニ示ス如ク家屋及バラックノミニテ一
 万五千四百六十六棟ノ多数ニ達セリト雖モ沿道以外ノ地域ハ未タ
 灰燼ノ跡片ヲモ完了スルニ至ラス然リト雖股賑ノ状ハ之等一時的
 ノ倭少家屋ト相對照シ恰モ殖民地ニ於ケル新開市街地ノ如キ觀ア
 ルモ復興ノ氣運ハ隨所ニ漲ルモノアルヲ認ム以上ハ横浜市内ニ於
 ケル復活ノ状態ナルカ更ニ港灣復興ノ状態ヲ觀ルニ大破セル西波
 止場ハ仮修理ヲ施シテ十一月二十二日ヨリ車馬ノ往來繫船ノ自由
 ヲ得テ水陸交通ノ連鎖ヲ復活シ最モ大崩壊ヲ為シ再ヒ使用ニ堪ヘ
 サルモノト目サレタル新港岸壁ハ応急修理ニヨリテ大型汽船繫留
 場タル四号岸壁ヲ復活シテ繫船ニ便ニシタルモ災前二千八百五十
 九隻ヲ數ヘタル大小船力震火災ニ依リテ約九百八十四隻ヲ失ヒ
 タル結果運航ニ障害ヲ來シ震災直後ヨリ救恤及復興諸物資ノ入津
 輻輳シ船舶不足ナルニ鑑ミ当業者ハ政府ヨリ低利資金ヲ借受応急
 船ノ建造ヲナサント目下寄々協議ヲ重ネツ、アルモ之レカ実現
 ハ容易ナラサルモノアリテ失ヒタル船ノ復旧ハ実ニ困難ナルモ
 ノアルカ如ク十一月末日迄ニ新造シタル船ハ二隻ニ過ス而シテ
 船舶運航ニ最モ重大ナル關係ヲ有スル沖人夫ハ災前約四千名アリ

タルモノカ震災ト同時ニ其大多數ハ神戸又ハ芝浦ニ移リ残留スル
 モノ僅ニ一千四百五人ニ過キス当業者ハ之カ復活ニ資スル為メ目
 下自由労働者タリシ者約四百五人ヲ沖人夫ニ養成中ナルモ震災前
 ノ状態ニ復活スルニハ前途尙遠ナルモノアリ加之船舶荷役ニ使
 用スル諸器具ハ悉ク震火災ニヨリテ失ヒ之等ノ器具ニシテ内地ニ
 於テ調製可能ナルモノハ殆ト復旧シタルモ海外ニ需給ヲ仰ク器具
 ニ至リテハ資金梗塞ノ今日直チニ復活困難ナル事情アリ然レ共既
 ニ仮設税関倉庫二、三棟新築セラル、アリ繫船場ノ修覆作業等ア
 リテ之等官營事業モ亦復活ノ氣運ニ向ヒツ、アリ市部ニ於ケル復
 興会ノ活動及復旧状況ハ如上ノ通りナルモ山下町ノ如キ被害最モ
 激甚ナルノ地ニ在リテハ崩壊シタル瓦石ハ今尚ホ街頭ニ散乱シ凄
 慘タル氣分去ラサルモノアリトス

(四) 郡部ニ於ケル復興会ノ活動及復旧ノ状況

郡部ニ於ケル復興団体ノ活動ハ主トシテ町村公營物ノ復旧ニ次テ
 住宅ノ建築及修覆並ニ罹災ニ依リ荒廃セムトスル農業ノ保護等ニ
 アリト雖モ復旧資金ノ融通意ノ如クナラサルノ結果概シテ成績ノ
 見ルヘキモノナシ今之ヲ地方別トシテ觀察スルニ左ノ如シ

横須賀三浦半島及鎌倉方面

横須賀市復興会ノ活動及復旧状況ハ他地方ト異ナリ其ノ成績着々

トシテ見ルヘキモノアリ殊ニ横須賀市ニ於ケル復興会ノ努力ニ加フルニ横須賀海軍鎮守府又ハ工廠カ多大ノ援助ヲ与ヘタル為漸次市街地店舗住宅建築ノ如キ前表^(注二)ニ示ス如ク十一月末日現在ニ於テ永久的家屋二百六十七棟バラツク一千八十六棟ニ達セルモ震災ニヨル被害甚大ナルノ結果未タ旧態ニ復スル能ハス全市ニ於テハ市債ノ認可ヲ得テ不動銀^(産欠)行ヨリ三百万円ノ借入ヲ為シ住宅店舗建設ノ貸付ヲ為サムトシツ、アリ若シ夫レ該資金ノ市債認可ヲ得テ之カ貸付ヲ為サハ復興案外速カナルヘキモノアリト認メラル

浦賀町ノ復興ハ町理事者ト地方有志トノ政治的紛争ニ禍セラレ多少遷延セルノ感ナキニアラサルモ全町ノ浦賀船渠株式会社浦賀工場ハ着々復活セムトスルノ曙光アルヲ以テ該工場ノ復活ハ全町ノ復興ニ資スル処大ナルモノアリ現在ニ於テハ各個人カ自己ノ資金ニ依リ倒潰又ハ半潰セル家屋ノ建築ニ營々タルノミナルモ全町ハ震災ノ被害甚大ニ付復旧容易ナラサルモノト認メラル

三崎町ハ相当ノ被害ヲ蒙リタルモ火災ナカリシト被害ノ程度モ横須賀、浦賀ノ如ク甚タシカラザル為メ大部分復旧シ殆ト震前ト大差ナキニ至レリ

鎌倉町ニ於テハ復興会員主トシテ道路ノ拡張ヲ為シ鎌倉将来ノ発展ニ資セムトシツ、アリ其ノ活動モ亦見ルヘキモノナキニアラサ

ルモ全町ノ財政敢テ富裕ナラサルヲ以テ之又其ノ目的ヲ達成スル能ハス、鎌倉町ニ於ケル家屋ノ建築状態ヲ見ルニ十一月末ノ戸數一千四百九十棟バラツク千二百九十五棟ニシテ漸次復興ノ道程ニ在リ、又一面全町復興調査委員ハ付近部落ト連絡ヲ保チ全地方名所、古刹ノ保勝ハ活動ヲ為シツ、アルモ此種ノ復旧ハ容易ナラザルモノアリト認メラル

小田原地方ニ於ケル復興会活動ノ第一歩トシテ採リタル方針ハ小店舗住宅ノ復興ニ資スル建築諸材料ノ供給斡旋ニアリシカ之レカ為メ全町建築物ノ復旧ハ他町村ニ比シ著シク進捗セルヲ認メラル

永久的建築店舗及住宅並ニバラツク式店舗住宅等ノ復旧案外速カナルノ状アリテ漸次災前ノ股賑気分ニ帰ラムトシツ、アリ全町ヲ圍繞スル各村落モ倒潰シタルモノハ修復改築ヲ施シテ復旧シ焼失シタルモノハ低利資金ヲ借受ケ住宅店舗ノ復旧ヲ計画スルモノ等アリト雖モ函根一帯ハ潰滅ト都人士モ震災ニ依リ打撃ノ為メ殆ト来遊スルモノナク全地方一帯ハ震前ニ此シ実ニ寂莫タルヲ免レヌ而シテ十一月末日現在ニ於テハ小田原警察署管内ノ永久的建築家屋總計六百四十七棟ノ建設ヲ見ルニ過キス

東海道沿線及厚木、伊勢原地方ノ復興状況ヲ見ルニ復興会ハ名実相伴ハス資金モ亦欠乏シテ復旧遅々タルノ状況ニアリ僅カニ倒潰

家屋ノ修覆、焼失店舗住宅ノ復旧ニ専ラ努力シタル結果漸ク前表

(注三)

ニ示ス如ク厚木、秦野、両警察署管下ニ於テ家屋二百五十四棟バ
ラック三百六十一棟ノ建設ヲ了シタルノミ大磯町ノ如キハ震前公
衆電話百三十八アリタルヲ百十個復旧シタルヲ最トシ罹災家屋ノ
建築等ニ至リテハ僅カニ修覆ヲ以テ一時ヲ凌クカ如キ狀況ニアリ
テ新築等ハ極メテ稀ナル狀況ニアリ平塚町、茅ヶ崎町、藤沢町、
戸塚町等何レモ之ト大同小異ノ復旧程度ニアリテ一般ニ復活遅ク
殊ニ厚木町方面ニ至リテハ復興会及罹災民ノ何レモカ主要農産品
ノ販路カ震災ト同時ニ杜絶或ハ焼失シタル為メ之レカ善後策ニ多
クノ日子ヲ費シ店舗住宅ノ復旧ヲ等閑ニ付シタル傾アリテ一般ニ
復旧遅ク付近農村モ又之ト同一狀況ヲ呈セリ

以上ハ罹災最モ激甚ナル地方ニ於ケル復興会ノ活動並ニ復活ノ状
況ノ一端ナルカ是等ノ地方ニ比較シテ被害ノ輕微ナル鶴見、川崎
町方面ニ至リテハ被害建築物ノ復活ハ殆ト成リ京浜罹災民ノ新転
入者等アリ住宅ノ払底ヲ告ケ新築家屋ノ増加ヲ見ルニ至リ商業ノ
如キ災前ヨリ活況ヲ呈シ各工場ノ如キハ別項記載ノ如ク復旧狀況
ヲ呈シ管下ヲ通シテ復活ノ気分最モ旺盛ナルヲ認ム而シテ市郡ヲ
通シテ復活ノ狀況ハ家屋ノ復旧最モ進捗シ市町村公営物、道路通
信機関等之ニ次キ之等何レモ管下ヲ通シテ震災前ノ約三、四割程

度ノ復活ヲ示シタルモ今後ノ復旧尚未タ容易ナラサルモノアリ

(震災狀況報告「西坂勝人氏蔵」)

(注一・二・三) 本文イノ末尾にある「焼失後復旧建物調査表」は、省略。

(注四) 別項略。

三三 津久井郡下災害自力復旧要請の件通牒

津勸発第八九九号

大正十二年九月二十一日

津久井郡長

各町村長殿

今回ノ震災ノ為メ生産業ニ及ホセル影響亦甚大ナルハ今更喋々ヲ要
セサレドモ御承知ノ通り震災地域ハ東京府外三県ニシテ東京横浜等
ノ復興ニ関シテハ夫々政府ニ於テ配慮中ニ有之其ノ恢復モ亦速カナ
ルハ言ヲ俟タス候又本郡重要生産業タル養蚕業ハ輸出品ニシテ織物
モ亦其ノ販路全国的タル關係上其ノ影響ハ一時的ニシテ通信交通電
動力ノ完備ト共ニ恢復モ速カナラント思惟候又林業畜産等ト雖モ日
下罹災民ノ家屋建設並副食物ノ供給等相当需用多キモノト相認メ候
ニ付販売価格等モ罹災前ヨリ低下スルカ如キコトナカルベシト被認
候条速カニ民心ノ動揺ヲ静メ産業ニ従事セシメ災害ノ恢復ニ努力セ
ラル、様特ニ御配慮相成度此段及通牒候也

(津久井郡役所「庶務回議」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

三三 津久井郡下震災後の産業組合活動に關する件通牒

津勸発第九〇〇号

大正十二年九月二十一日

各産業組合長殿

津久井郡長

今回ノ震災ニ際シ各組合ハ夫々組合員ノ救済事業ノ為メ夫々活動相成居候事ト存候モ尚左記ニ抛リ今後ノ活動ヲ為シ組合員ヲシテ安心シテ産業ニ従事セシムヘク一層御配意相成度此段及通牒候也

記

一 信用兼管組合ハ罹災民ニ金融ノ便ヲ与ヘ家屋等ノ破損其他産業用品ノ購入等ノ資金融通ニ努メ尚余裕金ハ日用品ノ購入救済資金ノ融通ヲモ計ラレ度キコト

二 購買組合ハ食料品ノ配給ニ此際特ニ留意スルト共ニ産業用品タル肥料飼料等ノ配給ヲ潤沢ナラシムルコト

(津久井郡役所「庶務回議」(大正十二年) 神奈川県庁感)

三四 津久井郡下災害復旧調査回答

調査要目

十月十日現在

一 個人的生活ノ復旧

復旧セリ

二 衛生機関復旧

医師、医院、産婆ハ復旧セリ

隔離病舎等ハ未ダ復旧ニ至ラズ

三 交通電信復旧

自動車、馬車、荷積車等ノ交通ハ道路応急修理ノ結果通シ居ルモ未ダ復旧セルモノニ非ズ

電信電話ハ近距離丈ケ通ズルモ遠距離ハ通ゼズ

〔八王子、上野原、東京〕

〔警察電話不通ナリ〕

四 教育ノ復旧

復旧セリ

五 金融機関ノ復旧

本郡ノ金融機関トシテハ神奈川農工銀行出張所一ヶ所アリ復旧

セリ

六 警察力ノ復旧

七 軍隊ト地方官民トノ關係

円滑ナリ

八 各地方ノ労働者ハ何様ナ仕事ヲナシ居ルヤ

尚一日ノ賃金何程ヲ得ルヤ

道路、家屋、復旧修理及建築材料ノ伐出運搬ニ従事シツ、アリ

賃金ハ 一 普通人夫 金一円七十銭

一 大 工 金二円五十銭

一 左 官 金二円五十銭

一 石 積 工 金二円八十銭

現況実査ノ上当分ノ労働ハ右記ノ標準ヲ超過セサルコト、セリ運

賃ハ震災前ノ通り(注)

九 各商店ノ販売物品ニテ贅沢品ヲ売出シ居ルヤ否ヤ

贅沢品ト認ムベキモノ販売セル模様ナシ

(津久井郡役所「庶務回覧」(大正二二年) 神奈川県庁蔵)

(注) 「以上ノ通り警察署ニ於テ標準ヲ協定セリ」が削除され「現況

実査云々」以下に改められている。

三五 震災による公民権喪失者救済に関する

往復文書(一一二)

(一)

号外

大正十二年九月十八日

内務部長

各郡市長殿

市町村税ノ免除ニ関スル件

今回ノ震災ニ因リ免税ヲ為ス市町村ニ於テ之カ為公民権ノ喪失ニ伴
ヒ町村長、助役、府県會議員、市町村會議員等ノ失職スル者多数ア
ルニ於テハ免税ノ為ニ失格セシメサル規定ヲ設クル必要可有之趣ヲ
以テ其ノ筋ヨリ申越候条貴郡内ニ於テ該当ノモノ有之候ハ、町村別
ニ公民権ヲ失フ者ノ該数及之カ為失職スル者ノ該数御調査ノ上折返
御回報相成度

(二)

津庶収第一、一〇二号

大正十二年九月廿一日

郡長

内務部長

市町村税ノ免除ニ関スル件

九月十八日号外ヲ以テ御照会相成候町村税ヲ免税ノ為メ公民権ノ喪
失ニ伴ヒ失職スル町村長助役府県會議員等調査候処別紙ノ通ニ有之
候也

(別紙)

第3章 関東大震災

記

町村名	区分	町村長	助役	府県市町議員	備考
川尻村	ナ	以下	ナ	以下	罹災ノ程度最モ大ニシテ免税ヲナスベキ見込ノ者ヲ調査セルモノナリ
湘南村	シ	同	シ	同	
三沢村	ナ	以下	ナ	以下	
中野村	シ	同	シ	同	
太井村	ナ	以下	ナ	以下	
又野村	シ	同	シ	同	
三ヶ木村	ナ	以下	ナ	以下	
申川村	シ	同	シ	同	
鳥屋村	ナ	以下	ナ	以下	
青野原村	シ	同	シ	同	
青根村	ナ	以下	ナ	以下	
内郷村	シ	同	シ	同	
小原村	ナ	以下	ナ	以下	
千木良村	シ	同	シ	同	
与瀬町	ナ	以下	ナ	以下	
吉野町	シ	同	シ	同	
沢井村	ナ	以下	ナ	以下	
小淵村	シ	同	シ	同	
日連村	ナ	以下	ナ	以下	
名倉村	シ	同	シ	同	
牧野村	ナ	以下	ナ	以下	
佐野川村	シ	同	シ	同	
合計					

(津久井郡役所「庶務回議」(大正二年) 神奈川県庁蔵)

三六 津久井郡下県税等徴収期限に関する件

通知 伺(二一二)

(一)

津財収第三二七号

大正十二年九月二十六日

津久井郡長

町村長殿

県税徴収期限ノ件

本年度後半年度分郡部県税地租割、戸数割、家屋税、営業税及雑種税徴収期限ヲ震災被害ノ状況ニ依リ十三年一月末日迄ノ間ニ於テ郡長之ヲ定ムル事ニ不日公布可相成應ニ候処右ハ今回ノ非常災害ノ為納税者ノ負担及市町村当務者ノ事務繁劇ヲ考察シ特ニ徴収期限ヲ延期相成義ニ付追テ実情ニ鑑ミ適當ノ時期ヲ決定可致右ニ御了知相成度

(二)

内発第三三九号

大正十二年九月廿七日

内郷村長(印)

津久井郡長殿